④　清掃業務
⑤　発券業務
⑥　巡視・利用指導業務
⑦　インフォメーション業務
⑧　収益施設等管理運営業務
⑨　駐車場整理清掃等業務

共同体の構成員のうち一企業が、上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。

また、業務対象の範囲を明確にしたうえで、共同体の構成員の間で分担することも妨げない。

イ）共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続を行うこととする。

ウ）共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、新宿御苑管理事務所長はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

エ）共同体で参加する場合は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

⑾　入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒160―0014 東京都新宿区内藤町11　新宿御苑管理事務所庶務科長　奥山　英史　電話03―3350―0151

⑵　入札説明書の交付方法及び交付期間等

①　上記3⑴の問い合わせ先で交付する。

②　交付方法は電磁ファイルにより交付するので「ＣＤ―Ｒ」又は「ＣＤ―ＲＷ」１枚を持参すること。

③　交付期間　平成25年３月26日から平成25年５月２日まで土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、９時00分から16時00分までとする。

⑶　入札説明会及び現場説明会の日時及び場所

平成25年４月３日13時30分より　新宿御苑インフォメーションセンター２階レクチャールーム

⑷　企画書及び申請書類の受領期限並びに提出場所及び方法

①　受領期限：平成25年５月10日12時00分

②　提出場所：上記3⑴に同じ。

③　提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものとし、上記①の期限までに新宿御苑管理事務所で受領したものに限る。）による。

⑸　企画提案に対するヒアリング　提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。

①　実施予定日：平成25年５月15日から平成25年５月22日の間

②　実施時間：別途通知する。

③　実施場所：新宿御苑管理事務所会議室（住所は上記3⑴に同じ。）

⑹　入札書の受領期限　平成25年５月29日14時00分

⑺　開札の日時及び場所　平成25年５月29日入札終了後　新宿御苑管理事務所会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金　免除。

⑶　契約保証金　免除。

⑷　入札者に要求される事項　入札に参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記3⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、提出された企画書は、新宿御苑管理事務所において入札説明書に定める技術等の要求要件及び評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した企画書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。企画書の合否については、開札日の前日までに連絡するものとする。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑻　手続における交渉の有無　無。

⑼　契約締結日までに平成25年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

⑽　その他　詳細は入札説明書及び実施要項による。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０６１号

札幌市中央区南23条西８丁目１番30―509号
債務者　乾　　里絵

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９３号

札幌市豊平区平岸４条３丁目７番15号
債務者　磯田　誠志

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３３号

札幌市西区琴似２条２丁目２番53号　サンショウ・ことに２―13号
債務者　沼田　由美

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９号

札幌市中央区南11条西６丁目２番26―1105号
債務者　草薙　正好

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７号

札幌市豊平区平岸２条１丁目１番７号　元気の出るマンション102号、申立時の住所札幌市豊平区平岸２条１丁目１番７号　元気の出るマンション106号
債務者　黒川　洋子

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号

札幌市豊平区中の島２条２丁目６番18号　ノーブルハイム101号
債務者　平田イブイマリー

1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部